

仕 様 書

1 業務名

札幌市生涯学習総合センター チャンネル文字看板撤去業務

2 作業場所

札幌市生涯学習総合センター (札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10)

外壁 ※マックスバリュ宮の沢側

3 業務概要

札幌市生涯学習総合センターの外壁に設置している「チャンネル文字看板」が経年劣化により落下する可能性があることから、安全確保のために撤去する。

※旧国道5号線側のチャンネル文字看板は撤去済。

4 業務内容

(1) チャンネル文字看板の撤去

チャンネル文字看板「ちえりあ 札幌市生涯学習総合センター」を、固定ボルトを含めて全て撤去すること。

(2) 固定ボルトの処理

チャンネル文字看板を固定していたボルトを壁際で切断し、切断部は外壁色に近い色でシーリングすると共に、防水処理を行うこと。

5 見積もりについて

作業費、運搬費のほか、報告書等の作成に係る一切の経費について、見積金額に含めること。

6 履行期限

契約締結日から令和7年11月28日(金)まで

※ 作業にあたっては、市民の施設利用に影響を及ぼすことから、作業日程について、委託者と十分に調整を行うこと。

7 提出物

(1) 完了届

(2) 作業報告書(廃棄物処分証明書含む)及び作業記録写真

(3) その他委託者が指示するもの

8 その他

(1) 受託者は、作業にあたって必要な事項については委託者、施設管理者と十分な打ち合わせを行うこと。また、作業にあたっては関係法令を遵守し、施設利用者及び施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すること。

(2) 作業の際は必要に応じて養生を行い、作業終了後は原状復帰すること。また作業に伴い、建物・備品等に破損が生じた場合は速やかに委託者に報告し、修繕を行うこと。

(3) 受託者は、作業に伴う一切の発生材について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に則り、適正に処理すること。

(4) 作業に必要な消耗品及び工具等は、受託者において用意すること。

(5) 作業に必要な技術、資格等を持つ人員を配置すること。

(6) 作業場所において、事故等が発生した場合は、速やかに施設管理者に報告すること。
また、受託者の不注意により発生した事故及び故障等については、全て受託者が責任を負うこと。

(7) 本業務で知り得た施設の情報については、みだりに口外することのないよう留意すること。

(8) 原則として、揮発性有機化合物6物質(ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン)が含まれていないものを使用すること。やむを得ず使用する場合は、環境省が定める指針値以内であることが確認できていること。

(9) 本仕様の定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

(10) その他、不明な点については、委託者に確認すること。

9 担当課

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5F

札幌市教育委員会総務部生涯学習推進課

担当：山下 電話：011-211-3871

メール：manabi-keiyaku@city.sapporo.jp

1.札幌市生涯学習総合センター 平面図



作業場所は、赤○印部分

2.該当部写真

